

東京都男女平等参画審議会
（第5回総会）

平成14年1月25日（金）
都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後2時05分開会

○高西男女平等参画担当部長 大変お待たせいたしました。まだお見えでいらっしゃらない委員の方もいらっしゃいますけれども、定刻を過ぎておりますので、ただいまから「東京都男女平等参画審議会 第5回総会」を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

初めに、都議会及び関係団体委員の交代がございましたので、新たに就任された委員の方々のご紹介をさせていただきます。お手元の資料1に委員名簿がございますので、ご覧ください。

まず、都議会議員の委員の方でいらっしゃいます。山加朱美委員でございます。

○山加委員 山加でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高西男女平等参画担当部長 続きまして、林田武委員でございます。

○林田委員 林田でございます。よろしくお願い申し上げます。

○高西男女平等参画担当部長 次に、樋口ゆうこ委員でございます。

○樋口委員 こんにちは。樋口ゆうこでございます。よろしくお願いします。

○高西男女平等参画担当部長 野上じゅん子委員は、ご出席の予定ですが、まだおいででございませので、おいでになったらご紹介させていただきます。

次に、関係団体の委員でございますが、本日は所用のため、星野信夫委員はご欠席でございます。

なお、大変恐縮でございますが、新たに委員に就任された委嘱状は机の上に置かせていただいておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、坂本会長、進行のほう、よろしくお願いいたします。

○坂本会長 皆様、お久しぶりでございます。先ほど伺いましたら、この会合は半年ぶり、去年の7月だそうでございまして、そんなふうには思っていなかったのですが、月日のたつのは早いと思って感心した次第でございますが、その間、都におかれましては、いろいろご準備をされまして、今日のような運びになりまして、大変に感謝申し上げます。

本日は、行動計画案につきまして、事務局より説明を受けるということでお集まりいただいております。

この会議の公開制についてでございますが、審議会運営要綱第10条では、「審議会の会議は、公開で行うものとする。ただし、審議会の決定により、一部非公開の取り扱いとする

ことができる」となっています。本行動計画の内容は、来週の月曜日に公表する予定ですので、本日の総会は非公開ということではいかがでしょうか。いずれ公開されますので、そんなことではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○坂本会長 ありがとうございます。それでは、今日は非公開ということにさせていただきます。

まず、事務局に資料説明、行動計画案を説明していただきます。お願いいたします。

○高西男女平等参画担当部長 それでは、私のほうからご説明をさせていただきます。

お手元に資料2と資料3をお配りしていると思いますけれども、資料2は概要版でございますが、後ほどご覧いただければと思います。本日は、資料3に沿いまして、少し長くなるかもしれませんが、あらましご説明をさせていただきます。

その前に、最初に、作成に当たりましては、本当に審議会の委員の皆様方には大変ご尽力いただきまして、改めて御礼を申し上げます。

それでは、本文の目次等がございますけれども、2ページからご覧ください。

第1部が「計画の基本方針」でございます。その第1章「基本的な考え方」というふうにしてありますが、この冒頭には、策定の経緯について記述してございます。先ほどお話がありましたように、昨年の7月に本審議会から「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的考え方」の答申をいただきました。その後、9月に事業者団体、それから私立学校協会やそのPTA、あるいはNPO団体等、31団体から構成されます「東京都男女平等参画を進める会」というものを設置しまして、事業者及び都民が進めるべき取り組みを会員団体から提案していただきました。この「進める会」の名簿は、恐れ入ります、この本文の後ろのほう、84ページをお開きいただけますでしょうか。84ページに、団体推薦ということですが、この31団体から代表の方においでいただきました。それから、学識経験者ということで、こちらにいらっしゃいます鹿嶋委員と立教大学社会学部教授の庄司先生にもご参加をいただいております。「進める会」のメンバーはこうなっております。本計画は、都の施策だけではなくて、事業者及び都民が進めるべき取組も盛り込んでいるというところが大変大きな特徴となっております。

次に、1の「基本理念」でございますが、これは、男女平等参画基本条例と同じく、誰もが個性や能力を発揮でき、自己の能力と責任において、多様な生き方が選択できる社会が男女平等参画社会であるというふうにしておりまして、性別にかかわらず、個性や能力

を生かせる機会（チャンス）があること。また、そうした機会を実際に生かせるように社会がサポートすることが重要である。そういうことで、このタイトル「チャンス&サポート東京プラン」というふうな題名にした次第でございます。

次に、計画期間でございますが、平成14年度（2002年度）から平成18年度（2006年度）までの5年間としております。

続きまして、4ページから7ページにかけてでございます。ここには「重点課題」ということで、全体計画の中でも特に力を入れるべき課題というところを取り出しております。東京におきましては、多くの企業が集中しておりまして、雇用の分野における女性の参画というものが非常に重要であり、早急に実現されなければならないというふうに考えております。また、女性が多様な生き方を選択するためには、子育てとか、あるいは介護とか、仕事等の両立ができるような環境整備も大変重要でございます。また一方、女性が個性や能力を発揮するためには、女性の人権が尊重されることが大変重要でありまして、本来、最も安心できる場であるべき家庭内における暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンスを中心としまして、そういう暴力の対策が緊急の課題となっております。そういうことで、本計画では、雇用の分野における参画の促進、子育てに対する支援、家庭内等における暴力の防止、この3点を重点課題として、特に具体的に、あるいは積極的に対応していくというふうにしております。

続きまして、8ページに「計画の体系」、その後に具体的な事業計画がございます。ここにつきましては、担当課長の梅田のほうからご説明させていただきます。

ここで、都議会議員の野上じゅん子委員がお見えになりましたので、ご紹介させていただきます。

○野上委員 遅れまして申しわけございません。野上じゅん子と申します。一生懸命参画したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○梅田男女平等施策担当課長 それでは、本文の8ページ、「計画の体系」からご説明させていただきます。

まず、本文8ページ、9ページ、本計画の体系がございますけれども、大きく三つに分けてございまして、第1章が「あらゆる分野への参画の促進」ということで、働く分野、あるいは社会・地域活動への参画の促進、また、それを支えるための家庭との両立支援になっております。また、第2章につきましては、「人権が尊重される社会の形成」ということで、男女平等を進めるための基本的な人権を尊重するということで、暴力への取組、あ

るいは健康支援、そしてメディアが入ってございます。また、これら全体を推進する社会づくりということで、第3章が「男女平等参画を推進する社会づくり」。教育・学習、普及広報及び全体の推進体制という3章だてになっております。

それでは、各部につきまして若干詳しく説明させていただきますので、本文の14ページをご覧くださいと思います。

まず、本文14ページは第1章「あらゆる分野への参画の促進」でございますが、分野への参画の促進の体系につきましては、14ページにあるとおりでございます。(1)「働く場における男女平等参画の促進」の中の「均等な雇用機会の確保」についてが15ページにございますけれども、本文のほうにつきましては、基本的に各章とも目標が書かれておりまして、その後、考え方、そして参考と、資料があるものについては資料等を載せております。また、その後に都の施策、そして都民・事業者の取組という構成になっております。

15ページ、「均等な雇用機会の確保」でございますけれども、雇用機会均等法によりまして、法律上、男女の差別が禁止されておりますが、実際にはまだ男性の方が優遇されていると感じていらっしゃる方が多いので、この辺につきまして、雇用の分野において、女性も男性も能力を十分に発揮する機会及び待遇が確保されるように努力していきたいという考えでございます。

16ページをご覧くださいと思います。これに対する都の施策でございますが、都の施策につきましては大きく三つに分かれておりまして、16ページの第1弾、アが「ポジティブ・アクションの推進」ということで、女性の能力の積極的活用（ポジティブ・アクション）について、都と事業者が協力して推進するというもので、例えば生活文化局のポジティブ・アクションの推進、あるいは産業労働局、ポジティブ・アクション・プログラムの作成・普及等が出ております。また、雇用機会均等に関する普及啓発及び、17ページになりますが、都庁内における男女平等参画を進めていくということが16ページ、17ページに出ております。また、事業名のところに出ております 印でございますが、こちらの印につきましては、前回の行動計画と比較いたしまして、新しく入りました新規事業ということでつけさせていただいております。ご了解ください。

続きまして、18ページ、19ページですが、こちらにつきましては、均等な雇用機会の中で、都民・事業者の取組が出ております。例えば東京商工会議所さん、あるいは東京経営者協会さん等におきましては、懇談会等で検討される。あるいは、工業団体連合会におきましては、雇用の分野における男女平等参画について事業者としての実態調査を行う等の

取組が出ております。また、19ページ、「相談・研修等」ですが、青梅商工会議所、東京経営者協会、雑誌協会、専修各種学校協会等で相談・研修等を行うということが挙がっております。

続きまして、20ページになります。「パート・派遣労働者の雇用環境整備」です。全雇用者に占めるパート・派遣労働者の割合が年々増加しておりまして、こちらに対する労働相談も増加しております。また、現在、パートタイムや派遣労働が現代の新たな働き方として定着していくためには、適正な労働条件を確保していかなければいけないという考え方に基づいております。21ページ、これに対する都の施策ということで、「パート・派遣労働者の雇用環境整備」。パートアドバイザー制度、あるいは労働相談の実施等が出ております。22ページをご覧いただきたいと思いますが、こちらに対します都民・事業者の取組ということで、例えば中小企業団体中央会さんでは、パート労働者や派遣労働者活用の好事例の紹介、あるいは研修会等で雇用管理について指導等を行い、就業環境の整備を進める等の具体的な取り組みが出ております。

引き続きまして、23ページ、「起業家・自営業者への支援」に入りたいと思います。S O H Oや事業型N P O等、新しい働き方が出ておりまして、女性が起業家として活躍しやすい場が広がっております。また一方では、自営業、農林水産業など、家族経営が行われている分野では、経営と生活が密接になっておりますので、その分離が難しいという場合もございます。意欲ある起業家、あるいは自営業者が十分に活躍できるように、ノウハウや情報の提供等、支援を行っていくという考え方です。

24ページが都の施策になっております。「起業家・自営業者への支援」といたしまして、T O K Y O起業塾の開設、あるいは創業支援施設の提供、また、N P O総合支援プログラムの実施等が書かれております。

また、25ページになりますが、都民・事業者の取組では、商工会議所連合会（武蔵野商工会議所）で女性会を組織して、女性として企業の経営改善のための調査・研究を行う。あるいは、商店街振興組合連合会で女性部の組織化に対する事業。また、相談・情報提供等が挙がっております。

続きまして、26ページをご覧いただきたいと思います。26ページ、(2)の「社会・地域活動への参画促進」になります。身近な地域・社会やP T A、N P O等において、実際の活動では女性の方が活躍していますが、役職について方針や意思決定に参加している女性は決して多くございません。女性の参画をより促進するために、女性自身の積極性、ある

いは力量の向上及び人々の理解や支持が不可欠であるという考え方が述べられております。

これに対します都の施策としましては、27ページ、「審議会における男女平等参画の促進」。平成16年度までに35%以上という目標、あるいは地域・団体における男女平等参画の促進ということで、リーダー養成講座等を行っていききたいと思います。

28ページ、29ページをご覧くださいと思います。社会・地域活動への参画促進の都民・事業者の取組でございますけれども、例えば28ページ、「JA東京女性組織協議会さんでは、JA運営への女性の参画促進ということで、正会員に占める女性の割合25%以上、あるいは総代に10%以上、役員の選出等の具体的な目標が挙がってきております。また、29ページ、「男性の参画促進」ということで、父親等のPTA参加につきましては、公立幼稚園PTA連絡協議会をはじめといたしまして、小学校・中学校・高等学校等のPTA連合協議会で、それぞれ父親のPTA参加を進めるということが挙がっております。また、地域活動への男性の参加促進につきましては、地域婦人団体連盟、生活協同組合連合会より挙がっております。

続きまして、30ページをご覧くださいと思います。あらゆる分野への参画の促進を進めるための「家庭との両立支援」ということで、一つ目が「子育てに対する支援」でございます。家族形態やライフスタイルの変化に伴いまして、都民が必要とする保育サービスが非常に多様化しておりますが、一方では核家族化の進展や地域コミュニティの衰退によりまして、一人で子育てに悩んでいる親も多いという状況がございますので、子育てしている親を支援するネットワークづくりを進める等の考え方に基いております。

31ページ、都の施策でございますが、多様化する保育サービスの充実ということで、認証保育所の推進、あるいは延長保育、病後児保育、休日保育等の事業が出ております。また、イ「地域での子育て支援」ということでは、心の東京革命の推進をはじめといたしまして、32ページ以下になりますけれども、子ども家庭在宅サービス、あるいはファミリーサポートセンター事業の推進、子育てパートナー事業の実施等が挙がっております。また、33ページにつきましては、「ひとり親家庭への支援」、あるいは、33ページ後段のエになりますが、「育児休業等の支援及び情報提供」等の事業。そして、34ページ、最後になりますが、「行動しやすいまちづくり」ということで、妊婦の方や高齢者等が自由に行動できるようなまちづくりを推進するという都の施策になっております。

また、これに対します都民・事業者の取組でございますが、「両立支援のための環境整備」ということが挙がっております。例えば中小企業団体中央会さんでは、短時間勤務制

度の活用、あるいはフレックスタイム制の導入、研修の実施など、男女双方が育児休業を取得しやすい環境の整備を行っていく。あるいは、連合東京におきましては、子ども看護休暇、男性の育児休暇取得、労働時間短縮の普及を図る等の事業が挙がっております。

36ページにつきましては、同じく都民・事業者の取組ですが、「子育て支援ネットワーク等」ということで、私立幼稚園連合会、幼稚園における子育て機能を充実する等の事業が挙がっております。

続きまして、38ページ、39ページをご覧いただきたいと思います。38ページ、「介護・高齢者に対する支援」です。2015年に都民の4人に1人が高齢者になると予測されておりますので、要介護者も増えていくと予想されております。また一方で、高齢者の中に占める女性の割合が非常に高くなっておりますので、ひとり暮らしの高齢女性でも、地域の中で安心して生活が送れるようにしていきたいという考え方でございます。

39ページが都の施策でございますが、在宅介護サービスをはじめとする「介護への支援」が39ページ。続きまして、40ページが「高齢者の自立支援」ということで、高齢者が自己の能力や経験を生かして社会参加できるように支援する。はつらつ高齢者就業機会創出支援事業等の事業、あるいは「行動しやすいまちづくり」につきましては、34ページと同じになりますが、挙がっております。

また、41ページ、都民・事業者の取組ですけれども、「両立支援のための環境整備」ということで、東京商工会議所さん等の事業、あるいは41ページの下にあります、「高齢者支援ネットワーク等」ということで、私立初等学校協会さんでは、ボランティア活動等を通して老人ホーム等の交流を計画し、高齢者に対する理解を深め、サポートの仕方を考えることができるようにする。あるいは、42ページ、地域婦人団体連盟で、家事、介護、育児へ参加する男性・女性に支援する等の事業が挙がっております。

それでは、43ページの第2章「人権が尊重される社会の形成」に入りたいと思います。

44ページをご覧いただきたいと思います。44ページは、第2章「人権が尊重される社会の形成」の枠組みでございしますが、(1)暴力、(2)が健康支援、(3)メディアと三つに分かれております。

45ページ、まず暴力への取組、その中でも「家庭内等における暴力(DV)の防止」が45ページになります。DV法等によりまして、近年、DVに対する認識の高まりにより、逆に相談件数も急増しております。被害者への適切な支援を図るため、相談、一時保護、自立への支援等、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターの機能を整備し、区市

町村やNPOと連携してネットワークづくりを進めるなど、暴力被害者への援助を行っていくという考え方で、45ページの下が東京都の体制でございます。

46ページにつきましては、都の施策でございますが、「被害者への支援対策」ということで、配偶者暴力相談支援センター、あるいは加害者対策の検討等が出ております。

また、48ページをご覧いただきたいと思いますが、48ページは都民・事業者の取組ということで、一番下の段になりますが、医師会さんでDV防止法及び児童虐待防止法等の周知を図っていくという具体的な取り組みが出ております。

49ページをご覧いただきたいと思いますが、「性暴力・ストーカー等の防止」になります。性犯罪は特に女性の人権に深く関わる社会的な問題である。被害者に適切な支援を提供し、被害者の立場に配慮した対策を充実する。また、ストーカー行為規制法を適切に運用し、その防止を図るという考え方でございます。

50ページをご覧いただきたいと思いますが。都の施策でございますけれども、「被害者等への支援対策」ということで、女性に対する相談体制の充実、あるいはカウンセリング機能の充実等が出ております。

また、51ページ、都民・事業者の取組でございますが、被害者支援都民センターで被害者等への相談ということで、電話相談、あるいは被害者への直接的支援事業が出ております。

52ページをご覧いただきたいと思いますが。「セクシュアル・ハラスメントの防止」です。セクシュアル・ハラスメントは社会的に許されない行為であるということを広く周知徹底するとともに、その防止に努めるという目標に基づいて、防止あるいは対策を充実していきたいと考えております。

53ページ、都の施策でございますが、まず、都におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策ということで、セクシュアル・ハラスメント防止連絡会議の開催、あるいは相談員の設置等が出ております。また、事業者等に対する相談等が出ております。

54ページをご覧いただきたいと思いますが。都民・事業者の取組ですけれども、「セクシュアル・ハラスメント防止の普及啓発等」ということで、例えば私大連盟さんにおきましては、キャンパス・セクシュアル・ハラスメントについて各大学が積極的に取り組むように普及啓発を図るというようなことが出ております。

続きまして、55ページ、「性と生殖をめぐる健康支援（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」でございます。目標として、生涯を通じて健康な生活を送ることができるように支援

するとともに、女性も男性も相互に身体の特性を十分に理解し、個人の人権を尊重する意識を育てるということ。また、若年層に対する性教育、あるいは人権尊重の意識を啓発していくという考え方が書かれております。

56ページをご覧いただきたいと思います。都の施策でございますが、「母子保健医療体制の整備及び相談」、あるいは「各年代に応じた健康支援及び性教育」ということで、例えば57ページ、エイズ対策普及啓発活動の強化というのが出ております。

58ページをご覧いただきたいと思います。58ページ、都民・事業者の取組ですけれども、「出産・育児準備支援等」ということで、例えば看護協会さんでは、毎月1回、両親学級を開催し、夫の妊婦体験、沐浴体験を通じて、出産や育児における夫婦共同作業を支援する等の事業が書かれております。

59ページをご覧いただきたいと思います。59ページ、「男女平等参画とメディア」です。メディア事業者の取組を促し、自主的な基準づくりを進める。また、メディアの受け手が必要な情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力（メディア・リテラシー）の育成を図るということを目標に挙げております。

60ページをご覧いただきたいと思いますが、都の施策といたしましては、不健全図書類の区分販売及び区分陳列、あるいは都民・事業者の取組として、書籍出版協会、また、雑誌協会におきましては、協議会等で検討する等の取組が出ております。

続きまして、第3章「男女平等参画を推進する社会づくり」にいたいと思います。

62ページをご覧いただきたいと思います。62ページは、第3章、社会づくりの構成でございます。教育・学習、普及広報、推進体制と三つに分かれております。

63ページ、「教育・学習」でございますけれども、教育は男女平等参画社会を実現するための基礎を築くものである。児童・生徒がその個性と能力を伸ばすことができるような教育を推進するという考え方。あるいは、多様なニーズに対応した学習の機会を提供していくという考え方が出ております。

64ページをご覧いただきたいと思います。「学校での男女平等教育」でございます。事業名、学校運営の工夫・改善の でございますが、混合名簿の導入の推進ということで、出席簿において男女に順序をつけるような取り扱いをしないため、都立学校において混合名簿の全校実施を推進する。また、公立小・中学校につきましては、区市町村教育委員会と連携の上、全校での実施に向け、理解を求めていくということで、混合名簿について書かれております。

また、65ページにつきましては、教員や社会教育関係職員に対する「研修・情報提供」、及び「多様な学習機会の提供」ということで、職業訓練の実施、あるいは再就職ガイドセミナー等の事業が出ております。

66ページをご覧いただきたいと思います。「学校での男女平等」で、私立初等学校協会、あるいは公立中学校PTA協会における男女平等の意識啓発等、あるいは進路指導等が出ております。

67ページにつきましては、「家庭・地域での教育」ということで、各PTA联合会さんでは地域の教育が出ております。また、67ページ、ウ「NPO・ボランティア活動のための支援」でございますが、ボランティア市民活動センターさんの男女が共に参加できるボランティア、市民活動の情報提供と相談活動を推進する等の事業が出ております。

70ページをご覧いただきたいと思います。70ページ、「普及広報」です。普及広報の一つ目が「情報・交流」になっておりますが、男女平等参画に関する情報や交流の場が幅広く都民に提供されるということを目標にいたしまして、適切にこれに対する施策を図っていくという考え方でございます。

71ページ、都の施策ですが、まずア「情報の提供」。インターネットによる情報の提供、あるいは年次報告の公表等の事業が出ております。また、「交流及び指導者研修」ということで、女性団体との交流、あるいは女性団体指導者研修会等の事業が出ております。

72ページをご覧いただきたいと思います。72ページが都民・事業者の取組になります。商工会議所の懇談会等で検討。あるいは、意識啓発ということで、青年会議所さん。女性が結婚し、子どもを産み、育てながら、社会参画できる仕組みが継続できる社会の仕組みが必要である。そのための意識の改革を行っていく等の事業が書かれております。

73ページ、「社会制度・慣行の見直し」になります。男女が等しく社会参画の機会を持つことができるように、社会制度や慣行の及ぼす影響をできる限り中立的なものにするという目標を掲げております。

74ページをご覧いただきたいと思います。これに対する都の施策でございますが、「都庁内における対応」ということで、推進会議、あるいは研修の実施、そして都職員の旧姓使用が出ております。また、75ページ、都民・事業者の取組になります。商工会議所、女性と年金、税金の問題についての検討会が出ております。また、地域婦人団体連盟、町会自治会に関する調査の実施が出ております。

76ページをご覧いただきたいと思います。76ページ、「推進体制」でございます。都民・

事業者が連携して男女平等参画の実現に向けて施策や取り組みを推進するとともに、都民及び事業者からの男女平等参画に関する申出に適切に対応する体制をつくるという目標が出ております。

77ページをご覧ください。「都における体制」でございますが、男女平等参画審議会の運営及び推進会議、あるいは研修の実施等が出ております。また、都民等からの申出、相談ということで、総合相談、あるいは男女平等参画審議会の運営で重要事項を調査・審議する等が出ております。また、最後、78ページになりますけれども、「区市町村や事業者等との連携」ということで、区市町村や事業者等との円滑な連携を図るため、連絡会や研修会を実施する。男女平等参画を進める会を行っていく等の事業が出ております。

以上、簡単でございますけれども、本文についてご説明させていただきました。

資料につきましては、80ページ以降が資料になりますが、条例及び「進める会」の設置要綱、そして84ページ、先ほど部長からご紹介がありましたように、「進める会」委員の名簿、そして、85ページ以降に「進める会」の各所属団体さんでどういうことをやっていくかという、各団体の取組の要約版を85ページ以降につけてございます。また、国の基本法が100ページ。それから、これまでの男女平等参画推進の主な動きということで106ページ、107ページ。そして、最後に用語解説が出ております。

以上です。

○高西男女平等参画担当部長 大変駆け足でございましたけれども、一通りご説明を終わらせていただきます。

○坂本会長 どうもありがとうございました。梅田課長さん、美声を犠牲にして詳細な説明をしてくださいまして、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

皆様もきっとそうお感じだと思いますけれども、私どもの議論の大変広範な、どこへどうまとめていいかわからないくらい欲張った議論を、すばらしく、中身もあり、かつテクニカルにも非常に上手にまとめていただきまして、私は大変感心しております。ありがとうございました。

それから、「進める会」というものの設置も、後で鹿嶋部会長にもコメントいただきますが、大変すばらしい会をつくっていただきまして、本当によかったと思います。

それから、いろいろ議論が出ましたNPOという新しい存在をきちんと各所に位置づけてくださっていることも、大変先端的な報告書になるのではないかというふうに思っております。

それから、行政がなさることだけではなく、「都民・事業者の取組」というのが各所にありまして、これは皆さんが読んで大変に元気が出るのではないかというふうに思って、感心して読んだ次第でございます。

ちょっと課長さんには申しわけなかったのですが、「ある日のできごと」というのが各所にありまして、課長さんのお話を左耳で聞きながら、目ではこの「ある日のできごと」を読んでおりましたけれども、これも大変ホッとするような１ページで、何ページかありましたけれども、グッドアイデアじゃないかと思っております。

それでは、残された時間、25分ぐらいでしょうか、皆様からご意見をちょうだいしたいと思います。どうぞ自由に。

○佐藤委員　すごくよくわかっておもしろい、かつてこういうような読み物でこんなにおもしろいのはなかったみたいな気がするんです。すごくわかりやすく、私でもよくわかる。それから、飽きないですね。それも大切だと思います。

ただ、一つ、スポーツにおいても視覚で捉えるというのがコーチングで一番大切なことなんですけれども、視覚でパッと見て「あれっ」と思った、せっかくわれわれがずっと話し合ってきたことが、何となく違っているなと思うような絵が38ページにあるんですけど、この絵が使われるか使われないかにかかわらず、ここにあるというのが何かちょっと・・・。視覚で捉えるというのが・・・。これは関係ない絵ですか。

○高西男女平等参画担当部長　これはパソコンに入っていたもので、ありものの絵です。すみません。

○佐藤委員　この一つの絵で、われわれが言っていたことが嘘だったみたいな、そんな気がしませんか。そんなにこだわる必要もないかなとも思いますけれども、でも、視覚で捉える・・・。何かありましたよね。ポスターなどの話で、お父さんが家族をみんな抱えていて、そういうのが子どもたちの印象につくというのが。ちょっとそれに近い。

○高西男女平等参画担当部長　おっしゃっている趣旨はよく理解できます。これは、これから印刷をいたしますが、それでは、そのときにはなしということで。

○坂本会長　佐藤委員、ほかはよろしいですか。

○佐藤委員　だから、もしできれば反対に、視覚で捉える部分でも影響力を・・・。

○高西男女平等参画担当部長　それでは、がんばってみます。

○佐藤委員　よろしくをお願いします。

○坂本会長　ほかにいかがですか。佐藤委員が最初におっしゃったジョナンというのは、

いまのお話で、実現はしなかったですけど、でも、その佐藤さんから大変なご満足のコメントがあって、私もホッといたしました。

ほかにいかがですか。どうぞ。鹿嶋先生、いろいろご苦勞なさって、こういう形で行動計画が取りまとめられたので、いろいろご感慨があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○鹿嶋委員 私も、大変いいものがまとまったと思っております。その意味では、佐藤委員と感想は全く一緒に、事務局も苦勞なさったんだろうというふうに思っております。

特に、さっき坂本会長がおっしゃいました、いわゆる「進める会」ですが、こういう条例に基づく理念をどう実効性として担保していくかという場合、特に業界団体等々の協力ができないという意味では、ここにこういう会を組織し、かつ各業界がどういうふうに男女平等参画を捉え、どういうふうに実施していくんだというのがきちんと載っていますので、私も幾つか都道府県の条例づくりに参加してきましたけれども、こういうふうに各事業者としてどういうふうに関わるかまで書き込んだのは余りないのではないかと。少なくとも私が関わったものではありませんので、その意味では非常に前進的なものだろうというふうに思います。

特に、31ページの保育行政について、きちんと認証保育所のさらなる推進を書き込まれているという意味では、特にこの問題は重要な問題で、国も保育所行政については、民活というのをアピールしているのですけれども、どうしても後手に回ります。国の保育所の問題というのは、やはり民が、例えば株式会社が参入しても、いわゆる剰余金を保育所運営以外には使えないとか、設備に対する補助がないとか、いろいろな問題があるわけです。私は、個人的には、基本的には保育所行政に民が余り出ていくのはどうかなという疑問はあるのですけれども、ただ、特に待機児の解消の問題を考えれば、これから自治体は財政難ですから、その意味では民を利用するしかないんですね。ところが、民はそういう問題点があるのですが、その意味で、東京都は一步進んだ認証保育所制度というのを持っていますので、それをきちんと位置づけ、しかも、病後児保育、そういうところまで新たな行政展開の網を延ばすという意味では、これも非常に評価できるのではないかと感じがいたします。

ただ、多々見てみると、問題なしとしないところも幾つかあります。それはどういう点かということ、われわれがこの行動計画に何を盛り込むか議論していたときといまと、また経済情勢が変わってきているんですね。特に、いわゆるパートの問題等々ですが、果し

てこれだけでよかったかなという感じは漠然と持っているのですが、では、何を盛り込むかいま言いなさいといってもなかなかないんですけれども、特にパートがかなり増加していますから、非正規雇用の問題をどう捉えるかだけで、新たな施策が実は入っていないんですね。前の行動計画と同じものの流れでしかありませんので、では、これをどうするかといったような問題。それから、農業の問題で、例えば家族経営協定という言葉が一言も入っていないという意味では、どうなのかなという問題。

それから、推進体制ですが、これだけでよかったかなというのが一つあるのですけれども、ただ、そういう問題を全て、それは時間的な落差というのもありますし、そういう意味でも、それは小さな問題だと思いますので、全体を見通せば、やはりきちんとした行動計画ができているというふうに思っております。

○坂本会長 ありがとうございます。いかがでございましょうか。せっかくですから、皆様から一言ずついただきたいと思います。

○中村委員 私も、これは大変わかりやすくまとめられているということで、まず第一印象はそういうふうに受けました。

それで、いま、つらつらご説明をいただきながら、自分たちが話し合ってきたことがどういう形で盛り込まれているかというのを再確認していたのですが、1点、ちょっと抜けてしまったかなと思うところがあるんです。それは、いま少子化になっておりまして、今後、労働力不足ということで、女性たちをいかに本当に男女平等参画社会として、フィフティ・フィフティぐらいで出ていただけるような環境をつくるかということと、あと、高齢者と外国人に労働力をよるしかないという意見があるのですが、実は、女性の働く労働人口の中でM字型になっておりまして、30～34歳ぐらいで一回底を打ちますよね。それからまたリカバーしてくるのですが、このリカバーしてくところの人たちの労働というのはほとんどパートである。パートが中心になって、正社員雇用の人が極めて少ない。

また、もう一つ顕著なのは、大学もしくは大学院卒の高学歴女性が戻ってきていないということが問題なんです。ということは、やはりある程度大学もしくは大学院まで出た方が結婚して出産して一回引っ込んでしまったときに、さらにもう一回、社会に再就職しようと思ったときに、猛烈な勢いで社会は進展していますから、自分の能力を社会のニーズにキャッチアップさせるための学習を子育て中においてもしておかないと、なかなか自分が納得いく仕事に就けないわけです。そうすると、ここで言いたいことは、いままで仕事と子育ての両立支援ということはあらゆるところで言われていたのですが、子育てと学習

との両立支援がないのではないかと。いわゆる生涯学習社会をいま日本は目指しておりますし、生涯学習というのは、死ぬときまで何か人間は学習し続ける。そうすると、子育て中の女性が、仕事との両立ではなくて、一回家に入った人が、もう一回さらに再就職するための学習と子育てを両立するために、こういったサポートができるのか。例えば、都の中にある公立大学、あるいは都立大学、私立大学、いろいろあると思いますが、そういったところが生涯学習講座を設けていますね。そういうところに子どもを連れて参画できるような、大学の中に臨時的託児保育施設サービスをつくるとか、やはりそういったところまではほとんど議論されていなかったかなと思うのが1点、ちょっと私は、これからそういったことが中にどこか入れられるかどうか。その1点、ちょっと疑問としてございます。

○高西男女平等参画担当部長 中村先生がおっしゃるとおりでございます、M字型カーブの後半はパート就職しかない。あるいは、高学歴女性はM字型でなくて、麒麟型とか何とか言っておりますけれども、最初だけ高いのですけれども、ずっと落ちっ放しということで、再就職もできていないという状況です。

そういうことで、私どもも、審議会でのご指摘もありまして、特に生涯学習ということ、単に男女平等学習という捉え方ではなくて、主に職業能力を中心とした生涯学習を支援するということで捉えた行動計画にはしております。ただ、いま中村先生がおっしゃいますとおり、子育てと生涯学習の両立という見方まではちょっと至ってはおりません、ただ、多様な保育サービスということで、いままでは保育に欠ける児童ということで、母親がいわゆるフルタイムか、あるいはそれに近いような働き方でないと、なかなか預かってもらえなかったのが、さまざまな状況の中でも保育所入所が可能になったということもございますので、その辺で少し読み取っていただければというふうには思います。ただ、いまご指摘されましたような、さまざまな生涯学習の機関等にちょっと託児サービスがあるということになればさらに便利かとは思いますが、それはまた今後の検討課題ということになってはいかがでしょうかというふうに思っております。

○坂本会長 ありがとうございます。ほかにご意見いかがですか。せっかくのチャンスですから、どうぞ。

○芳野委員 本当にわかりやすくまとめていただきまして、感謝をしております。

1点、確認をさせていただきたいと思いますが、条例の第7条では「男女平等参画に必要と認められることがあるときは知事に申し出ることができる」というふうに出ておりまして、その一方で、77ページ、男女平等参画審議会の運営のところ「その他、男女平等

参画に関する重要事項を調査・審議をする」というふうに出ておりますが、ここの関係と、今後のこの審議会の位置づけ、審議の結果、どういうふうに展開をしていくのかということを確認をさせていただきたいということが1点。

それからもう一つは、石原都政になってから女性行政のところが非常に停滞をしているという認識を持っている中で、知事挨拶が表紙の次に入ってくるかと思うのですが、知事はどんな挨拶をされるのか。もし事務方から若干要望なり何なり出しているのであれば、その辺のところを、やはりここのところはトップがどういう認識を持っているのかということとかなり変わってくるかと思しますので、もしあれば伺いしたいと思います。

○高西男女平等参画担当部長 第1点目ですが、都民等からの申出とこの審議会とはどういう関わりになるかということですが、いただきました答申はお手元にはないかもしれませんが、都民等からの申出のところに、東京都に求められる取組の方向の中にも、ここに3点ばかり、相談窓口機能の拡充でありますとか、相互連携ということと、そのほかに、「東京都男女平等参画審議会は、都の施策や事業に関する都民等の申出について、男女平等参画の観点から、必要に応じて専門的立場から見解を示す」というふうに答申されております。基本的にはこういうことで、さまざま多種多様な相談が非常に数多く、各相談機関、私どものウィメンズプラザの相談窓口ですとか、あるいは福祉局でありますとか、産業労働局の労政事務所でありますとか、さまざまな機関に相談が寄せられております。その中で、特にこれは審議会にもご報告をして検討していただく、あるいは見解をいただくといったことが適切かなと思われるものにつきましては、ご報告させていただいて、調査・審議と行政用語で言えばそういうことになっておりますが、検討していただくかと。それを、またご意見をいただいて、今後、行政がどう対応していくべきかというふうなことを出してまいりたいというふうに考えております。1点目はそういうことでございます。

それから、二つ目の石原知事になってから女性行政が後退したというお話ですが、もし具体的な点があればご指摘いただきたいと思います。私どもは決して後退していないというふうに一応自負はしておりますけれども、そういうことで、この行動計画を策定しまして着実に推進してまいりたいというふうに考えております。挨拶でございますが、これは、いままだ未定稿といいたししょうか、そういうことでございますので、こちら辺はそういうことで今日はまだお出しできていない状況でございます。発表の際には、きちんと知事のほうからご挨拶を申し上げることになっておりますので、あとしばらくお待ちいただければと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○芳野委員 ということは、審議会の運営については、報告をいただけるということになるんですか。

○高西男女平等参画担当部長 審議会といいますか、都民からの申出を、全部ではありません、ものすごく数がありますので、大体の傾向ということで、こういう相談が増えているとか、あるいは、この案件は非常に深刻であるとか、そういうふうなご報告をさせていただくと。

○芳野委員 ご報告をしていただけるということですね。

○高西男女平等参画担当部長 はい。それについて、またご意見をちょうだいするようになるかと思います。ただ、いわば必ずしも拘束力のあるものではございませんので、あるいは東京都自体も、拘束力をもって都民に云々ということでも必ずしもありませんので、その辺はケース・バイ・ケースになるかというふうに存じます。

○坂本会長 ありがとうございます。

○芳野委員 もう一つ。先ほど言いました女性行政が後退をしたのではないかということについて認識を深めていただきたいと思います。例えば東京女性財団が廃止になりました、職場における男女差別苦情処理委員会というものがなくなったということ。また、女性の労働相談員についても、人数が減って、予算も減っているというようなことで、特に女性労働行政というところになりますが、現実的にそういうことが起きているわけですから、これは前進ではなく後退という認識を持っているということです。

○高西男女平等参画担当部長 その辺につきましては、またいろいろあろうかと思いますが、けれども、この場ではそれは差し控えさせていただきます。

○坂本会長 そうですね。これは、それぞれ行政の大問題ですが、決して後退はしていないと信じたいと思いますけれども、この審議会に一度でも都知事が来ていただくとよかったのですが、なかなかご都合がつかなくておいでいただけなかったということは残念だったと思っておりますので、よろしくお伝えください。

○高西男女平等参画担当部長 申しわけございません。

○坂本会長 どうぞ、ほかにいかがでございますか。

○西堀委員 皆さんがおっしゃるように、本当にすごくわかりやすくまとめていただいております。ありがとうございます。

私たちが話した以外に新しく出ていて、今日見て驚いたのが、「東京都男女平等参画を進める会」の設置というのがあり、これもとてもいいことだと思うのですが、いま芳

野委員から話があった審議会のほうと、この「進める会」というのは、どのように違うのか。例えば、この表を見ますと、都民からの相談ということで審議会がありますよね。その次に区市町村や事業者との連携ということで「進める会」という形で表には出ているのですが、「進める会」というのは、82ページのほうを見てみると、都民とか事業者と都が連携・協力して男女平等参画が進んでいっているかということ、実際、確認して、それを公表するような委員会のようなものなのでしょうか。

○高西男女平等参画担当部長 この「進める会」は、行動計画に盛り込みましたように、それぞれの団体が自分のところがどういうことをしていくかということを決めていただいたわけで、今後は、年に2回ぐらいお集まりいただきまして、その1年間に具体的にはどういうことをなされたか。東京都のほうは東京都のほうで、こういうことをやりましたということをお互いに報告をしまして、そこでまた意見交換等をして、反省すべき点、あるいは見直すところも、5年間の計画でございますので、状況が変わってちょっと変えるという部分もあるかと思えますけれども、そういうことで進めてまいりたいというふうに考えております。

○西堀委員 そうしますと、都民からの申出というのは、もっと具体的なことがいろいろ出てくると思うんです。「進める会」というほうも都民からの申出のところに入っているといいのかなと思ったのですけれども、どうなのでしょう。

○高西男女平等参画担当部長 「進める会」というのは、それぞれご自分のところで何をするかというところでございますので、直接、都民からの申出というのは、知事に対する申出ということになっておりますので、民間の団体の集まりである「進める会」とは直接の関係は出てこないというふうに考えております。

○西堀委員 どちらかという、区市町村と事業者が主体になってという感じですか。

○高西男女平等参画担当部長 「進める会」は事業者と都民で、区市町村とはまた別途、担当者の連絡会議でありますとか、さまざまございますが、そこで連携を図りたいというふうに考えております。

○坂本会長 よろしいですか。

予定の時間がきておりますけれども、もしよろしかったら、せっかくですから、審議に携わられた方、コシノ委員、広岡委員、横堀委員、まだご発言がありませんので、よろしければご発言いただいて、あと、今日新たに参加された委員の中で、もし何かコメントがあればいただけたらと思いますが、よろしかったら……。では、コシノ委員から先にど

うぞ。

○コシノ委員 このまとめは大変すばらしいのですけれども、本当にマルチでいろいろと調べていただいて、去年まで問題をいろいろ討論して、その結果というものが目に見える形で出てくるのでしょうか。それが、一般には、こういう会議をしてというのはわかるのですけれども、具体例として、こんなふうに変わってきたとか、そういったことは、ぜひわかれば報告いただきたいと思うのですけれども。

それと、アメリカなどでしたら、ボランティア活動とか、そういうことがわりに普通にあるのですけれども、子どもの保育とか、いろいろな問題というのは、女性にとって一番大きいと思うんです。女性の時代でもあるし、女性の感性とか、そういうものが仕事に影響していくことは大変すばらしいことですし、女性が活躍しなければいけないと思うのですけれども、そのためにも、実際に雇用問題とか、いろいろあるのですが、ボランティア活動とか、そういうものは、してあげるのではなくて、時間のある人とか、できる人とか、そういう人がたくさんいるんですけれども、そういうものを一般に自然に認める社会というのでしょうか、そういうことも男女関係なく、人間として、できるときに……。そういうものが自然な状態になっていったらいいなと思うんです。

特に、若年層の子育てというのは、大変幼稚というか、無知ですから、そういうものを大人が経験で助ける、そういう意味でのボランティアというのでしょうか。そういうこともあっていいかなと思うんです。それは、いくら男性にとっても、女性しかできない面がたくさんあると思うんです。授乳のこととか、そんなことがいろいろありますから。だから、そういう意味では、経験者というか、ボランティアで何かそういうような状態に助けてあげるというか、教えてあげるような社会になったらいいなというふうに思っております。

○坂本会長 事務局から何かございますか。

○高西男女平等参画担当部長 前に審議会でいろいろ検討したことと、これはどういう姿になるのかという最初のほうのご質問ですけれども、審議会でご答申いただいた内容を踏まえまして、構成を少し変えた部分はございますけれども、その考え方をもとにして、具体的にこういう施策や取組をするようにというご提言をいただいておりますので、それをさらに、いわばブレイクダウンといいましょうか、一つ一つの事業に落としこんだものがこれでございます。これからこれを、現にいまやっている事業もかなりありますけれども、これをさらに一層進める、あるいは都民・事業者の方は、全くこれが、現にやっ

しゃることをお出しくださったところがあれば、これからやるというところもあるわけですが、この行動計画をヨーイドンで始めて、そして、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、少しずつ、できればもう少しペースが速いほうがよろしいのですけれども、変わっていくということを、私どもとすれば、余りビジュアルではないですけれども、年次報告という形で、こういう事業をいたしました。その結果が、文字とか数字に出るものも出ないものもございますけれども、こういうふうになっておりますというふうなことで、年1回、公式用語で言うと年次報告と言いますけれども、そういうものをまたお出ししますので、それをまたお送り申し上げたいというふうに思います。

○コシノ委員 それを、一般の人たちにわかりやすくということですね。

○高西男女平等参画担当部長 そうですね。最近は、インターネットというものが非常に普及しておりますので、この行動計画も実は全部インターネットに入れようと思っておりますけれども、そういうふうなこともなるべくわかりやすい姿にして、東京都、あるいはウィメンズブラザ、あるいは各局のホームページ等に載せていきたいというふうに考えております。

今、コシノ先生がおっしゃいました、自然な形で男性であれ、女性であれ、ボランティアということは全くおっしゃるとおりで、さっき坂本会長もおっしゃってくださいましたNPOに対する考え方といいましょうか、そういうことも、東京都としても、これもその考え方に基づいているわけですが、東京都だけが旗を振ったり事業を進めても、世の中なかなか動いていかない部分もあるということで、一緒に連携をして、それぞれがボランティアをやる都民の方も、NPOの方も、もちろん独立しておやりになるわけですが、それぞれ連携できるところは連携してやっていく。あるいは、支援をしていくというふうなことでやっていければというふうに思っております。

○コシノ委員 福岡で聞いたのですけれども、そういったボランティア活動を例えば1日何時間かずっと重ねていきますと表彰されたり、自分がその立場になったとき、献血とか、そういう協力してくれる。何かメリットになるらしいんですけれども、やはり高齢社会ですから、将来、高齢になったときのために、若いうちに何かをしておくみたいな蓄積ですよ。そういうためのボランティアもあるし、また、高齢の人が暇だったら、もっと若い人に教えてあげるというんでしょうか、そういうようなお互いに協力という・・・。

○高西男女平等参画担当部長 かなりいいでしょう、NPOなどの少し芽が出てきているやにも聞いておまして。

○コシノ委員 表彰するとか、みんな何となく目標があると一生懸命やるみたいなのが
あると思うんです。

○坂本会長 そうですね。その辺もまたぜひ将来ご検討いただきたいと思います。

では、広岡委員、お願いします。

○広岡委員 発言しようかなと思っていたら、バタバタと佐藤委員と鹿嶋委員に全部言わ
れてしましまして……。実はパッと見ていて、一番先にちょっと気になったのは38ペー
ジの絵でありまして、これはきっといろいろと言われるんじゃないかなと思いました。

それから、条例のほうで、事業者の責務、都民の責務が書き込まれて、「東京都男女平等
参画を進める会」というのができて、なるほど、こういうふうに進めるのはいいなと思い
まして、ずっと見ていて、都民・事業者の行うことについて、ある程度きちんと明確な形
で書かれているのはまことにいいと思います。

これからの課題だと思うのですけれども、いまほど芳野委員からご発言がございました、
東京都はちょっと停滞しているのではないかと。そういう印象を持っている人は少なくな
いと思います。特に女性財団の廃止というのは非常にインパクトがあって、かなり不安を
持ったり、批判を感じたりしている人がいると思います。今後、考えてみると、こういう
行動計画ができて、行動計画というのは言ってみれば、学校でいうカリキュラムだと思
うんです。カリキュラムがあれば、一方では、子どもさんはこんなふうに勉強しましたよ
という通知簿があるわけですから、その通知簿に当たるのが年次報告だと思います。その
年次報告とこの行動計画との対応をうまく図りながら、いかにちゃんと進んでいるのかと
いうことをきちんと示すのが都の大きな責任、課題ということになったのではないかと
思っています。

それから、「東京都男女平等参画を進める会」のメンバーをざっと見ていたら、私大連盟
というのがありまして、先ほど中村委員からもお話が出て、これは個人的ですけれども、
昔、勤務先の大学の教職員組合の執行部をやっていたときに、ちょうど子育て中だったも
のですから、保育所を大学でも設けてほしいということを提案をしました。専務理事から
は、「そんなものは作りません」と即座に一蹴されてしまいました。考えてみると、時代
がそこまできたんだなということをつくづく痛感をいたしました。いまは組合の執行部を
やっているわけではないんですけれども、今度は教授会かどこかで、ぜひ保育所をつくら
うということを提案して、その際には中村委員にぜひご指導をお願いしたいと思ってい
ます。最後はばかばかしい話になりましたけれども。

- コシノ委員 こちらにはあるんですか。
- 高西男女平等参画担当部長 ありますね。
- コシノ委員 都庁の中にあるんですか。
- 高西男女平等参画担当部長 中にはないです。
- 中村委員 都庁の中に箱をつくりましたでしょう。
- 高西男女平等参画担当部長 それは、お客様が使う場合は使うということですが、常設のはございません。それぞれ職員は、地域で保育所なり、いままでですと無認可なりということでのいできております。
- 広岡委員 あと一言言おうと思っていたんですけど、忘れてしまいました。これでおしまいにします。
- 坂本会長 もし後で心残りがあったら最後に発言していただくことにして、横堀委員、いかがでございますか。
- 横堀委員 仕事とはいえ、本当にご苦労さまでございます。「進める会」の組織の中に、高等学校のPTA連合会があるのですが、実を言いますと、いま現在、役員をしております、お誘いいただいて、このメンバーに入りましてから、役員会の中でこの議題が出てきまして、三木かな子が出ているのですが、本当にこういう組織が具体的に動けるんですよ。具体的に話が出てきますので、何かしなければいけないと。団体としまして、PTAですので、余りそこまではという意識があったのですが、とにかくやることがたくさんありまして、そっちまではいかないというところに、このメンバーに入ることになりまして、役員会では、本当に具体的に何かをしなければならないという、これは具体的に進めるためには本当にいい組織ができたなというふうに思いました。これは、本当に具体的にありがとうございます。これは、都公Pを代表して本当に感謝したいと思います。本当に具体的に話ができるんですね。一番最初の集まりがきたときに、その話がなければ、やはりどうしても、PTAという組織はもともとがそこまでは立ち入っていませんでしたから、これに関わるということで、また、三木かな子も一生懸命がんばっているかと思えますけれども、これは本当にありがとうございます。

教育に関してですが、どうしても気になるのは、公立の小学校・中学校は区立であるというところで、教育委員会のほうも、都の教育委員会から区のほうに主導権が移ったように伺っているのですが、小学校・中学校で名簿の男女別をどの程度直せるかなと。ただ、小・中よりも、確かに高校のほうが達成率は高いのですが、小学校のほうで男女平等名簿

がスタートしないと、どうしても公立は小学校から中学校へその地域で上がりますので、高校になると少し地域性がバラバラになってしまいますが、小・中のイメージというのは大きいかと思います。上からお達しで、すぐ「はい。じゃ、そうしましょう」ということではなく、できたら、親御さん、PTA、または学校に投げかけをさせていただいて、議論してからの実行のほうがもう少し皆さんの意識が持てるかなというふうに思います。

また、言うてはいけないんでしょうけど、都から余りにもお達し、お達しと出されましても、反発という部分も出てくるのではないかな。どうしても下からそういう声が上がって実施できるという、ちょっと期間はかかってしまうかもしれませんが、前向きというか、下からの声のほうが達成率が高い。しかも、小学校が第1、第2に中学、というよりも、小学校がすれば、恐らく中学校も、どうしてもという疑問が出てきますので、それから、もう少し中学校のほうも話題性になる。高校におきましての達成率というのは、数字のマジックで、現実には工業高校とか商業高校とか、男女の人数がバラバラなところがあるんですね。工業高校というのは男女一緒に入れるのですが、女性も入れるのですが、現実的には数名、数十名しかいない学校も多くあります。それが、男女平等の名簿を使っていますよと言っているけど、現実的には実質分かれているのが現実かだと思います。だから、普通高校ではちょっとわかりませんが、商業高校、工業高校というのは男女の比率が全然違いますので、そういう意味では、達成率が高いのはちょっと数字のマジックがあるのではないかなと思います。

それと、大変申しわけないのですが、69ページの「ある日のできごと」で、ケチをつけるわけじゃないんですが、PTAというのは学校単位の組織なものですから、「地域のPTA会長」という言い方はないのではないかな。4行目になりますが、「私の地域のPTA会長は女性である」、これは「私の娘の学校のPTA会長は女性である」のほうが表現的によろしいかなと思います。大変細かいことで申しわけないんですけど、いかがでしょうか。どなたがお書きになったのでしょうか。

以上でございます。

○坂本会長　ありがとうございました。それはよろしゅうございますね。

○高西男女平等参画担当部長　いまの小学校・中学校のお話は教育庁のほうの所管でございしますが、基本的には、いま横堀委員がおっしゃったような同じ認識で、強制はできませんから、ここでも区市町村教育委員会と連携の上、理解を求めていくというふうにしております。ですから、学校なり、校長先生なり、あるいは区市町村の教育委員会なり、ある

いはPTAのほうでそういう気運をつくっていただければというふうなことだと思います。
教育庁さんのほうで何かありますか。

○教育庁 基本的には、いま事務局のほうから補足説明があったとおりでございますけれども、横堀委員のおっしゃるように、行政がある意味で権力をもって、これをやりなさいという性格のものでは必ずしもないわけございまして、東京都教育委員会、あるいは市町村教育委員会は、その必要性について学校に説いていく。その中で、PTAも含めて、学校の中でその実現の気運を高める。その環境をサポートしていくというのが、長いようございまして、実現の早道であろうかなというふうに思っております。その点については、横堀委員のご指摘のとおりだというふうに教育委員会としても考えているところでございます。しかしながら、教育委員会としては、このことが新しい事業ということと確立させていただいておるわけございまして、力を入れてやっていきたいというふうに考えております。

なお、69ページの問題については、私も多摩市の教育長の経験から申し上げますと、個別の学校のPTA、そして市全体の学校種別ごとのPTAというのもありますので、どの表現が適当なのかなというのは、事務局のほうで十分吟味していただければよろしいことかなというふうにも思います。この事例からすると、単Pの問題ということにも該当するので、横堀委員のご指摘を生かすような形で考えてみたらというふうに思います。

補足は以上でございます。

○坂本会長 ありがとうございます。それでは、大分時間もオーバーしておりますので、新任の都議会議員の方、どなたか代表してよろしゅうございますか。

○野上委員 66ページにございますけれども、いま横堀委員さんからお話があったのですが、学校における男女平等教育の一つの象徴的なこととして男女混合名簿ということが挙げられているんですね。これは普及率はかなり高いように思いますけれども、私も現場の教師をしておりまして、実質的には、この男女混合名簿というのは二重につくっております。男女混合でつくっている名簿と、男女別の名簿と両方つくっております。と申しますのは、例えば体重測定などは男女別に行いますから、やはり女の子のプライバシーとかがありますから、女の子は女の子の名簿でつけたり、男の子は男の子でつけたりというふうな、現場ではそういったことがあります。また、残念なことですが、体力的な面で、スポーツの能力なども、やはり男の子と女の子と基準が違うので、どうしても現場では二重につくって、そこで記録をとったり、そういったことがございます。でも、精

神としては男女混合でやっていくということがだんだんと広く行われておりますので、年々そのパーセンテージは上がっているのではないかと考えております。

それから、私は普及活動に一番いいのは、就学児健康診断というのがあるのですけれども、そこでほとんどのお子さんをもっているお母さんは、学校とかで集まる機会があるんです。そのときに多様な子育て学習を行うということで、そういった機会を通して学習会を展開していくことが大事ではないかと考えています。文部科学省の予算で全国で3億円ついているんですね。それが東京都の中でどれくらい使われたたのかというのは私のほうでつかんではないのですけれども、3億円規模の予算がついているものですので、ぜひそういったところで活用していただければいいのかなと考えております。

○坂本会長 ありがとうございます。山加委員と樋口委員、大変申しわけないのですが、予定の時間が大分オーバーしてしまっておりますので、まことに恐縮でございますが、事務局からのご連絡タイムにさせていただいてはと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○梅田男女平等施策担当課長 それでは、行動計画案につきましては、表紙のところに「取扱注意」と書いてございますが、重ねてで大変申しわけないのですけれども、来週の月曜日、1月28日の午後2時、公表予定でございますので、それまでお取り扱いのほう注意ということで、よろしくお願いいたします。以上です。

○坂本会長 ご連絡はそれだけでよろしゅうございますか。

○梅田男女平等施策担当課長 はい。

○坂本会長 それでは、ご意見、コメントをいただけなかった委員にはまことに恐縮でございますが、これをもちまして、「東京都男女平等参画審議会 第5回総会」を閉会いたしたいと思います。

委員の皆様には、お忙しいところ、ご参集くださいまして、まことにありがとうございました。事務局も、どうもご苦労さまでございました。

○高西男女平等参画担当部長 どうもありがとうございました。

午後3時17分閉会